

日本建築行政会議 プレゼン資料

建築物省エネ法の 運用状況

日本建築行政会議 設備部会 省エネ基準分科会
委員 田島 剛(横浜市)

省工不基準分科会委員

行政庁	○ 札幌市 (北海道・東北)	○ 東京都 (関東・甲信越)
	○ 横浜市 (関東・甲信越)	○ 愛知県 (中部)
	○ 大阪府 (近畿)	○ 岡山市 (中国・四国)
	○ 熊本市 (九州)	
民間機関	○ 日本ERI	
協力委員	○ 国土交通省 住宅局、国土技術政策総合研究所	
	○ 国立研究開発法人 建築研究所	

1. 省エネ適判

《省エネ適判 適合証交付件数》(H29. 4月~9月)

	4月	5月	6月
所管行政庁	2件	5件	12件

(出典:第1回 資料4-1)

- 省エネ適判に起因する確認審査の遅延や混乱等はない
- 円滑な運用の背景
 - 従前の届出制度対応により、申請側・審査側双方が省エネ計算や手続きに慣れていた
 - 適判申請前の事前調整の実施

2-① 住宅の不適合の事例

《不適合の事例》

- RC賃貸共同住宅の外皮性能
- 寒冷地での、一次エネルギー消費量
- 電気給湯器を採用した場合の一次エネルギー消費量

《不適合案件への対応》

- 窓口での指導や文書による指導を実施

《不適合の理由》

- 適合化に伴うコストアップで**事業収支が合わない**
(数年前から計画を進めているため、対応が難しい)

2-② 現行の届出制度の課題

- 情報・知識不足 (様式や増築の取扱い、プログラムの使用方法等)
- 提出図書が多い (設計側、審査側ともに負担が大きい)
- 無届け案件の把握 (確認審査報告書では開放部分の面積が不明)

3. 規制強化の影響

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針(抜粋)
(平成28年4月1日 国土交通省告示第609号)

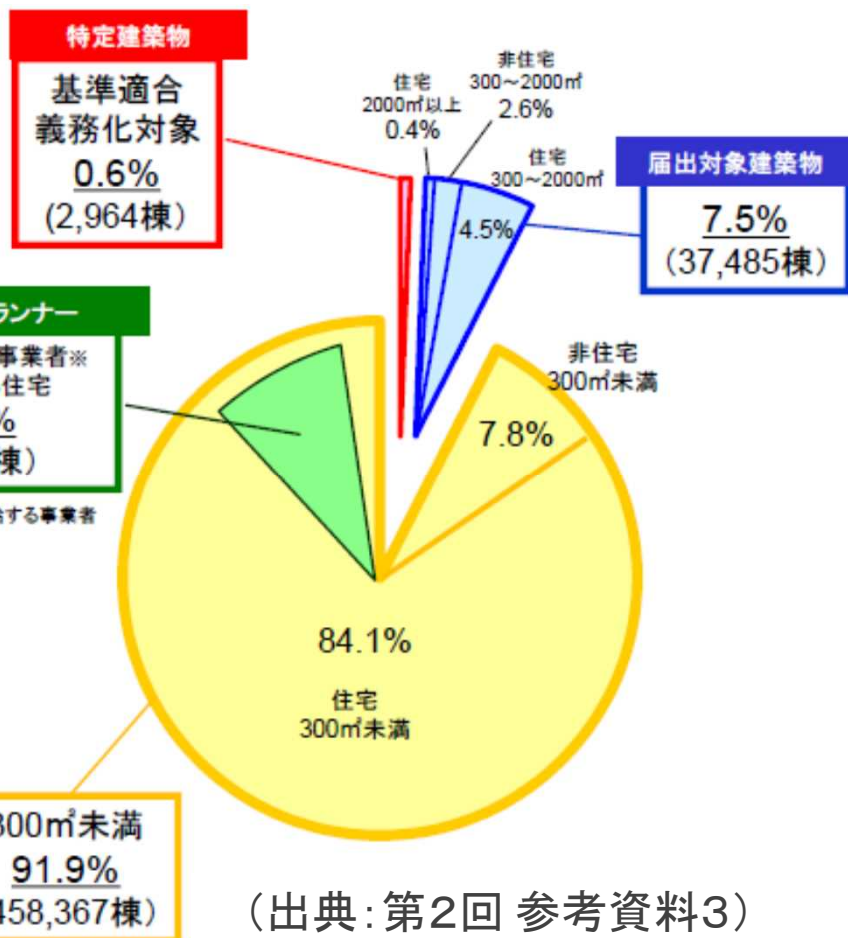
規制の必要性、程度、バランス等を十分に勘案しながら、平成32年(2020年)までに住宅を含む新築建築物について
段階的に一定のエネルギー消費性能に関する基準への
適合を義務化する。

【メリット】 建築物の省エネ基準適合率が必ず向上

3. 規制強化の影響

《懸念①》 相談・指導対応の負担の増大

【規模別着工棟数（平成27年度）】



- 審査件数の増加（10倍以上）
- 省エネ計算に慣れていない設計者からの事前相談や、審査時の省エネ計算等に関する指導対応など、業務が大幅に増加
- 省エネ適判時の混乱の発生（指摘対応期間の長期化等）

円滑な審査ができなくなる恐れ
⇒ 省エネ計算の簡素化も必要

3. 規制強化の影響

《懸念②》 建築確認・完了検査への影響

- 省エネ適判に起因する確認済証交付の遅延発生への恐れ
要因) ◆ 省エネ性能の審査項目への追加に伴う負担増加
⇒設計者が省エネ適判に十分に対応できない可能性あり
- 検査者・工事監理者の負担増加
要因) ◆ 省エネ性能の検査・工事監理項目への追加に伴う負担増加
- 特に4号建築物は、影響が大きいと想定
要因) ◆ 件数が多い
◆ 省エネ計算に慣れていない
◆ 審査期間が短い(7日間)
◆ 建築士が設計・監理する場合の特例措置(審査・検査項目の限定)

3. 規制強化の影響

《懸念②》 建築確認・完了検査への影響

- 断熱しにくい構造の建築物への対応
 - ◆ 開口が多い建築物
 - ◆ コンクリート打ち放しの建築物
 - ◆ 伝統的構造の木造建築物 など